

## 特別名勝松島現状変更申請の対象地域について

七ヶ浜町の主に海岸部は特別名勝松島の指定地域となっており、指定地内で建造物の新築や改築など現状を変更する工事を行う場合、文化財保護法第125条第1項（申請者が中央省庁の出先機関などの場合、同法第168条第2項）に基づいて、着手前に文化庁または宮城県教育委員会の許可（同意）を得なければいけません。

### ●七ヶ浜町内の対象地域

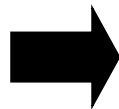
令和5年3月に新たな『特別名勝松島保存活用計画』が策定され、これまで8つの保護地区区分でしたが、5つの保護地区に整理されました。また、東日本大震災を契機に新たな申請案件が増えたことから申請に対する許可基準である取り扱い指針も修正等が行われています。

### 保護地区区分

七ヶ浜町では5つの保護地区のうち、第3種地区を除く4つの保護地区が指定されています。保護地区区分図については、別添の『特別名勝松島保存活用計画』（令和5年3月刊行）PDF版の76ページを参照ください。

#### 【これまで】

- 特別保護地区
- 第1種保護地区1A地区・1B・1C地区
- 第2種保護地区2A地区・2B地区
- 第3種保護地区
- 海面保護地区



#### 【令和5年5月25日以降】

- 特別保護地区
- 第1種保護地区
- 第2種保護地区
- 第3種保護地区
- 海面保護地区

宮城県教育委員会 2023年『特別名勝松島保存活用計画』より引用

#### 【参考】特別名勝松島指定に含まれる地区と字名

地区	特別名勝松島指定地域（字名）
湊 浜	砂場、弁天、新左衛門
松ヶ浜	長根、神明前、浜屋敷、洞坂
菖蒲田浜	長砂、牛ノ鼻木、宅地
花 刈 浜	長須賀、金色、浜沼、表浜一、表浜二、戸谷場、山ノ神、保ヶ崎、誰道社敷場、堤谷、向山、寺坂、古館、館下、鹿野、観音堂、藤ヶ沢、上ノ山
吉 田 浜	浜屋敷、上ノ台、寺山、宮前、居久保、大豆沢、二月田、東君ヶ岡、西君ヶ岡、前塚、沢尻、台、神明、向田、後藤地
代ヶ崎浜	前島、向田、戸畑、影田、立花、峰、沢ノ上、一本松、八ヶ森、西

※対象地域の該当の有無については、個人で判断せず必ず歴史資料館にお問い合わせ下さい。